

株 主 各 位

東京都港区白金1丁目27番6号
株式会社Kaizen Platform
代表取締役 須藤 憲司

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大リスクを避けるため、適切な感染防止を実施したうえで本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、ご出席に代えて書面またはインターネットによって行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により2021年3月25日(木曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日(金曜日) 午前10時(受付開始時刻 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区芝5丁目26番20号
一般社団法人日本建築学会 建築会館ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第4期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 議案 取締役6名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
5頁~6頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

以 上

・当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://kaizenplatform.com/ir/>

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策へのご配慮をお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染拡大防止のための必要な対応（入場者数制限のため入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様にご入場をお断りすることや退場をお願いすること等）を講じる場合がありますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・感染拡大防止のため、会場内は座席数の間隔を広げ、着席可能な座席数を大幅に減らして運営を行います。
- ・当社株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・アルコール消毒液を設置いたします。手指のアルコール消毒にご協力ください。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様の安全を第一に考え、本年の株主総会は、議事及び規模を短縮・縮小し実施いたします。株主総会の様子はご自宅でもご覧いただけるよう映像を当社ウェブサイト（アドレス <https://kaizenplatform.com/ir/>）にて事後配信いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年3月26日（金曜日）午前10時00分
（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年3月25日（木曜日）午後6時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月25日（木曜日）午後6時00分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



③ 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
フリーダイヤル 0120-173-027 (9:00~21:00、通話料無料)

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年3月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（5名）は、任期満了となります。つきましては、経営体制強化を図るため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

再任

須藤 憲司

生年月日

1980年4月19日

所有する当社の株式数

3,523,700株

略歴、当社における地位及び担当

2003年4月	(株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）入社
2011年4月	(株)リクルート アドオプティマイゼーション推進室 推進室長
2013年3月	KAIZEN platform Inc.設立
2013年7月	KAIZEN platform Inc. Co-founder&CEO就任
2017年4月	当社 設立 取締役就任 Kaizen Platform USA, Inc. President就任（現任）
2017年6月	当社 代表取締役就任
2019年1月	当社 代表取締役兼執行役員就任
2020年1月	当社 CEO室長就任
2020年4月	(株)DX Catalyst 取締役就任（現任）
2021年1月	当社 代表取締役執行役員CEO就任（現任）

重要な兼職の状況

(株)DX Catalyst 取締役

取締役候補者とした理由

須藤憲司氏は、創業以来当社の代表取締役として経営の指揮を執り、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしております。その実績を活かし当社の企業価値の向上への寄与が期待出来ることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

再任

渡部 拓也

生年月日

1981年5月8日

所有する当社の株式数

— 株

略歴、当社における地位及び担当

2010年 8 月 グリー(株) 入社 Native Game統括本部 副本部長
2016年10月 KAIZEN platform Inc.入社 CTO就任
2017年 7 月 当社 転籍
2018年 3 月 当社 取締役就任
2019年 1 月 当社 取締役兼執行役員プロダクション部、CS部担当就任
2021年 1 月 当社 取締役執行役員CTOプロダクション部担当就任 (現任)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

渡部拓也氏は、サービス開発技術及びそれらに関する豊富な経験を有しており、当社の開発責任者として重要な役割を果たしております。その実績を活かし当社の企業価値向上への寄与が期待出来ることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 3

再任

海本 桂多

生年月日

1974年3月26日

所有する当社の株式数

— 株

略歴、当社における地位及び担当

1996年 4 月 国際電信電話(株) (現KDDI(株)) 入社
2014年 6 月 (株)mediba 代表取締役就任
2019年 1 月 当社 取締役就任
2020年 3 月 当社 取締役兼執行役員経営企画部長就任
2021年 1 月 当社 取締役執行役員CSO経営企画部長就任 (現任)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

海本桂多氏は、複数の企業等における取締役としての豊富な経験を有しており、当社取締役に就任以来、コーポレート領域全般における重要な役割を果たしております。その実績を活かし当社の企業価値の向上への寄与が期待出来ることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 4

再任

社外

まつやま ともひで
松山 知英

生年月日

1964年8月28日

所有する当社の株式数

— 株

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 日本電信電話(株)入社
2018年7月 (株)エヌ・ティ・ティ・アド 取締役総務局長・経理局長・企画室長・考査室長就任(現任)
2020年3月 当社 社外取締役就任(現任)
2020年6月 (株)DX Catalyst 監査役就任(現任)

重要な兼職の状況

(株)エヌ・ティ・ティ・アド 取締役
(株)DX Catalyst 監査役

社外取締役候補者とした理由

松山知英氏は、複数の企業における取締役もしくは監査役としての豊富な経験を有しており、経営全般についての助言・提言を期待出来ることから、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 5

再任

社外

独立役員

すぎやま まさのり
杉山 全功

生年月日

1965年4月16日

所有する当社の株式数

— 株

略歴、当社における地位及び担当

2000年6月 (株)インデックス入社
2004年1月 (株)ザッパラス入社
2004年3月 (株)ザッパラス 代表取締役社長就任
2007年7月 (株)ザッパラス 代表取締役会長兼社長就任
2011年6月 (株)Synphonie (現株)enish) 代表取締役社長就任
2014年6月 地盤ネットホールディングス(株) 取締役就任(現任)
2014年12月 (株)アイレップ 取締役就任
2018年8月 (株)自律制御システム研究所 取締役就任(現任)
2020年8月 当社 社外取締役就任(現任)

重要な兼職の状況

地盤ネットホールディングス(株) 取締役
(株)自律制御システム研究所 取締役

社外取締役候補者とした理由

杉山全功氏は、複数の上場企業における取締役としての豊富な経験を有しており、経営全般についての助言・提言を期待出来ることから、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号

6

新任

た か さ き
高 崎

は じ め
一

生年月日

1978年7月1日

所有する当社の株式数

一 株

略歴、当社における地位及び担当

2002年4月	(株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社
2012年1月	(株)マクロミル入社
2012年7月	(株)マクロミル 執行役員経営戦略室長就任
2013年10月	(株)マクロミル 上席執行役員経営戦略室兼経理財務本部担当就任
2019年3月	当社 入社
2019年6月	当社 執行役員経営企画部長就任
2021年1月	当社 執行役員CFO就任 (現任)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

高崎氏は、上場企業等におけるCFOとしての豊富な経験を有しており、当社入社以来資金調達や株式上場に従事し、ファイナンス領域において重要な役割を果たしております。その実績を活かし当社の企業価値向上への寄与が期待出来ることから、同氏を取締役候補者としました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 松山知英氏は社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって、1年であります。
3. 杉山全功氏は社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって、8ヶ月であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引続き独立役員とする予定です。
4. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、松山知英氏および杉山全功氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟敗訴時の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるものの、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果により持ち直しに向かうことが期待されております。

国内コンサルティングサービス市場は、2024年には1兆円に達すると予測され(注1)、インターネット広告の市場規模は2兆円を超えて(注2)テレビ広告を凌駕する規模にまで成長し(注3)、5G携帯端末の販売台数は2025年度には1,900万台を超えると予測され(注4)、5G化に伴って動画広告は2019年から3年間で1.7倍になると見込まれております(注5)。マーケティング領域でのデジタル化は更に進んでいくと想定される中、当社グループの事業機会は更に拡大していくものと考えています。

また、日本国内のDX市場は2019年に7,912億円の規模と想定され、2030年には3兆425億円の規模にまで成長すると予測されており(注6)、DXの市場拡大は当社グループの更なる展開につながっていくものと考えております。

このような経営環境の中、当社グループはサイトソリューション事業及びKaizen Video事業の既存顧客の契約継続及び新規顧客の獲得に注力するとともに、新プロダクトの投入、ユーザーインターフェースの改善、顧客数増加に向けたマーケティングなどの先行投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,686,361千円(前期比24.4%増)、営業利益は23,369千円(前期は163,234千円の営業損失)、経常利益は36,435千円(前期は151,425千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は107,382千円(前期は162,973千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

出典

- (注1) International Data Corporation (IDC) 「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2020年～2024年」
(注2) 電通「2020年 日本の広告費」
(注3) 同上。2020年のテレビの広告費は1兆6,559億円
(注4) 野村総合研究所「2025年度までのICT・メディア市場の規模とトレンドを展望」
(注5) (株)サイバーエージェント、(株)デジタルインファクト「国内動画広告の市場動向調査」
(注6) 富士キメラ総研「2020デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」

セグメント別の状況は次のとおりであります。

サイトソリューション事業は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化によりリモートワークの導入など企業のデジタル活用が進む中、営業活動のDXを支援する新サービス「KAIZEN Sales」の提供を開始しました。また、Webサイト改善を行う専門チームを提供する「KAIZEN Team」の販売が順調に推移しております。

この結果、売上高は1,112,984千円、セグメント利益は111,380千円となりました。

Kaizen Video事業は、拡大する顧客の動画広告制作のニーズに加え、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による外出自粛により活用が期待されるチラシやパンフレット等の紙媒体の動画化やオープンキャンパスに代わる学校紹介動画のニーズを的確に捉え、顧客に積極的な営業活動を行いました。

この結果、売上高は573,376千円、セグメント損失は88,010千円となりました。

事業別売上高

事業区分	第3期 (2019年12月期) (前連結会計年度)		第4期 (2020年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
サイトソリューション事業	970,371千円	71.6%	1,112,984千円	66.0%	142,613千円	14.7%
Kaizen Video事業	385,519	28.4	573,376	34.0	187,857	48.7
合計	1,355,891	100.0	1,686,361	100.0	330,470	24.4

② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は212,275千円であります。その主な内容は、弊社がお客様に提供しているソフトウェアプラットフォームへの設備投資となります。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はございません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はございません。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年12月22日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により1,648,812千円の資金調達を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し今後の売上が継続的に減少した場合等に対処すべく、金融機関より長期借入金250,000千円の調達及びコミットメントライン契約500,000千円を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2017年12月期)	第 2 期 (2018年12月期)	第 3 期 (2019年12月期)	第 4 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高(千円)	456,415	988,066	1,355,891	1,686,361
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△93,637	△453,891	△151,425	36,435
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△169,370	△459,241	△162,973	107,382
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失 (△) (円)	△41.13	△75.58	△26.82	13.84
総 資 産(千円)	1,105,050	722,733	1,385,204	3,388,956
純 資 産(千円)	964,622	491,573	1,152,224	2,854,801
1株当たり純資産 (円)	△281.40	△359.71	△388.82	185.05

(注)第1期、第2期及び第3期につきましては、金融商品取引法上は遡及を反映しており、上記会社法上の数字とは異なります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Kaizen Platform USA, Inc.	500千米ドル	100.0%	米国におけるKaizen Video事業の展開

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を主要な課題と捉えております。

① サービス認知度の向上、新規顧客の獲得

当社グループが今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループのサービス認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを利用したマーケティング・広告活動・大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

② グロースハッカーネットワークの健全な拡大（注）

当社グループのソリューションはプラットフォーム上のグロースハッカーネットワークを活用して提供されており、グロースハッカーネットワークの健全な拡大により、当社グループの競争力をより高めていくことができると考えております。

そのため、教育機関との連携によるグロースハッカーの育成、グロースハッカーが互いのノウハウや知識共有することができるコミュニティの運営及びトップレベルのグロースハッカーを表彰する「Growth Hacker Awards」の開催等を通じて、グロースハッカーネットワークの健全な拡大を目指してまいります。

（注）グロースハッカー…Webサイトの効果や収益を高め、企業やサービスを成長させる施策を行う人材の総称。

③ システムの安定性強化

当社グループは、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。

そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、グロースハッカーの個人情報を保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

⑤ 組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社グループは、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、当社グループの企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでおります。組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを継続していく方針であります。

当社グループは、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでおります。関係法令・規則の遵守、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、社内教育を行ってまいります。また、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する体制を取っており、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図っていく方針であります。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	事業内容
サイトソリューション事業	サイトソリューション事業は、クライアントのWebサイトのUX（注1）を改善することで、CVR（注2）を向上させ、クライアントのWebビジネスの成長を支援するUXソリューションと、企業のDXをトータルサポートするDXソリューションを提供しております。
Kaizen Video事業	Kaizen Video事業は、素材から目的に合わせ、最適なクリエイティブを制作できる動画ソリューションを提供しております。

（注1） User Experience（顧客体験）の略称であり、ユーザーがサービスを利用して得られる体験の総称。

（注2） Conversion Rateの略称であり、Webサイトの訪問者に対する、そのサイトで商品を購入したり会員登録を行ったりした人の割合。

(6) **主要な営業所** (2020年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

② 子会社

Kaizen Platform USA, Inc.	本社 (アメリカ合衆国)
---------------------------	--------------

(7) **使用人の状況** (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
サイトソリューション事業	20名	2名減
K a i z e n V i d e o 事業	15名	-
その他の	27名	5名増
合計	62名	3名増

(注) 上記には、臨時従業員 (派遣社員、パートタイマー及びアルバイトなど) は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60名	4名増	37.4歳	2.6年

(注) 上記には、臨時従業員 (派遣社員、パートタイマー及びアルバイトなど) は含んでおりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	250,000千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年12月22日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 55,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,424,473株 |
| ③ 株主数 | 4,820名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
須藤 憲司	3,523,700 株	22.84%
石橋 利真	1,068,700	6.92
株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	1,011,686	6.55
A T - I 投資事業有限責任組合	770,064	4.99
NORTHERN TRUST CO. (A V FC) RE I E D U C I T S C L I E N T S N O N T R E A T Y A C C O U N T 1 5 . 3 1 5 P C T	754,500	4.89
F i n T e c h ビジネスイノベーション投資 事業有限責任組合	636,942	4.12
J a p a n V e n t u r e s 1 L . P .	510,851	3.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	460,500	2.98
大日本印刷株式会社	400,000	2.59
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 3 0 3	395,600	2.56

(注) 自己株式は保有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2017年6月30日	2018年9月7日	2018年9月7日
区分及び保有者数	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)	当社監査役 1名	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	10,000個	10,000個	190,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,000株	普通株式 10,000株	普通株式 190,000株
新株予約権の払込金額	無償	1個当たり0.434円	無償
新株予約権の行使価格	41円	43円	43円
権利行使期間	2019年7月1日から 2027年6月30日まで	2021年4月1日から 2024年3月31日まで	2020年9月8日から 2028年9月7日まで
主な行使の条件	(注) 1	(注) 2	(注) 1

	第6-2回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日	2018年10月17日	2019年8月30日	2019年8月30日
区分及び保有者数	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)	当社取締役 2名 (社外取締役を除く)	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	10,000個	50,000個	60,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,000株	普通株式 50,000株	普通株式 60,000株
新株予約権の払込金額	1個当たり0.434円	1個当たり2.36円	無償
新株予約権の行使価格	43円	80円	80円
権利行使期間	2021年4月1日から 2024年3月31日まで	2020年4月1日から 2029年8月30日まで	2021年9月1日から 2029年8月30日まで
主な行使の条件	(注) 2	(注) 1	(注) 1

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2020年3月27日	2020年3月27日	2020年8月31日
区分及び保有者数	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)	当社取締役 3名 (社外取締役を除く)	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	20,000個	150,000個	30,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 20,000株	普通株式 150,000株	普通株式 30,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価格	89円	89円	1,150円
権利行使期間	2022年3月28日から 2030年3月27日まで	2022年3月28日から 2030年3月27日まで	2022年9月1日から 2030年8月31日まで
主な行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1

	第17回新株予約権
発行決議日	2020年8月31日
区分及び保有者数	当社取締役 4名 (うち社外取締役 1名)
新株予約権の数	100,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 100,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価格	1,150円
権利行使期間	2022年9月1日から 2030年8月31日まで
主な行使の条件	(注) 1

- (注) 1. 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
2. ①新株予約権者は、当社が会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条に基づき提出する2020年12月期の計算書類の損益計算書において営業利益が黒字化を達成した場合、新株予約権の行使を行うことができる。
- ②本新株予約権発行時において当社の顧問等のアドバイザーであった新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の顧問等のアドバイザーであることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本株新株予約権の行使を行うことができない。
- ⑤各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑥新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日	2020年3月27日	2020年3月27日	2020年3月27日
区分及び交付者数	当社従業員 1名	当社従業員 5名	当社従業員 6名
新株予約権の数	50,000個	63,750個	140,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 50,000株	普通株式 63,750株	普通株式 140,000株
新株予約権の払込金額	1個当たり1.90円	無償	無償
新株予約権の行使価格	89円	89円	89円
権利行使期間	2021年4月1日から 2030年3月27日まで	2022年3月28日から 2030年3月27日まで	2022年3月28日から 2030年3月27日まで
主な行使の条件	(注)	(注)	(注)

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日	2020年8月31日	2020年8月31日
区分及び交付者数	当社従業員 12名	当社従業員 4名
新株予約権の数	116,400個	30,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 116,400株	普通株式 30,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使価格	1,150円	1,150円
権利行使期間	2022年9月1日から 2030年8月31日まで	2022年9月1日から 2030年8月31日まで
主な行使の条件	(注)	(注)

(注) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役兼執行役員	須 藤 憲 司	全社、CEO室 (株)DX Catalyst 取締役
取締役兼執行役員	渡 部 拓 也	プロダクション部
取締役兼執行役員	海 本 桂 多	経営企画部
取 締 役	松 山 知 英	(株)エヌ・ティ・ティ・アド 取締役総務局長・経理局長・企画室長・考査室長 (株)DX Catalyst 監査役
取 締 役	杉 山 全 功	地盤ネットホールディングス(株) 取締役 (株)自律制御システム研究所 取締役
常 勤 監 査 役	小 田 香 織	(株)グッドコムアセット 監査役
監 査 役	五 宝 滋 夫	シライ電子工業(株) 監査役 (株)一家ダイニングプロジェクト 取締役監査等委員
監 査 役	林 依 利 子	依利法律事務所 所長 (株)チェンジ 取締役

- (注) 1. 取締役松山 知英氏及び杉山 全功氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小田 香織氏、五宝 滋夫氏及び林 依利子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小田 香織氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役杉山 全功氏、社外監査役小田 香織氏及び五宝 滋夫氏並びに林 依利子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日並びに退任事由は、次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任日の会社における地位・ 担当及び重要な兼職の状況
David Milstein	2020年10月16日	辞任	Eight Roads Ventures Japan日本代表
堤 達生	2020年10月16日	辞任	STRIVE株式会社代表取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務執行を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、免責するものとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (4)	46,333千円 (1,500)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,800 (10,800)
合 計 (うち社外役員)	10 (7)	57,133 (12,300)

- (注) 1. 上記には、2020年10月16日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役2名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額1億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額2,500万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役松山 知英氏は、弊社株主である(株)エヌ・ティ・ティ・アドの取締役及び(株)DX Catalystの監査役であります。(株)エヌ・ティ・ティ・アドと当社との間にはソリューション事業及びKaizen Video事業における取引関係があります。(株)DX Catalystと当社との間にはソリューション事業における取引関係があります。
- ・社外取締役杉山 全功氏は、地盤ネットホールディングス(株)の取締役及び(株)自律制御システム研究所の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小田 香織氏は、(株)グッドコムアセットの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役五宝 滋夫氏は、シライ電子工業(株)の監査役及び(株)一家ダイニングプロジェクトの取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役林 依利子氏は、依利法律事務所の所長及び(株)チェンジの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2020年10月16日をもって辞任いたしました社外取締役David Milstein氏は、Eight Roads Ventures Japan日本代表であります。兼職先であるEight Roads Ventures Japanは、弊社株主であるJapan Ventures 1 L.P.の無限責任組合員となります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2020年10月16日をもって辞任いたしました社外取締役堤 達生氏は、STRIVE株式会社の代表取締役であります。兼職先であるSTRIVE株式会社は、弊社株主であるAT-I投資事業有限責任組合の無限責任組合員となります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 David Milstein	2020年10月16日の辞任までの当事業年度に開催された取締役会には16回中16回出席いたしました。これまでの豊富な事業経験から、取締役会において、事業推進に関する議論に参画し、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
取締役 堤 達 生	2020年10月16日の辞任までの当事業年度に開催された取締役会には16回中16回出席いたしました。これまでの豊富な事業経験から、取締役会において、事業推進に関する議論に参画し、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
取締役 松 山 知 英	2020年3月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。これまでの豊富な事業経験から、取締役会において、事業推進に関する議論に参画し、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
取締役 杉 山 全 功	2020年8月31日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。これまでの豊富な事業経験から、取締役会において、事業推進に関する議論に参画し、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
監査役 小 田 香 織	当事業年度に開催された取締役会には24回中24回、監査役会には15回中15回出席いたしました。これまでの豊富な監査役経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。監査役として、適宜、会社に対して課題の提議を行っております。
監査役 五 宝 滋 夫	当事業年度に開催された取締役会には24回中24回、監査役会には15回中15回出席いたしました。これまでの豊富な監査役経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。監査役として、適宜、会社に対して課題の提議を行っております。
監査役 林 依 利 子	当事業年度に開催された取締役会には24回中24回、監査役会には15回中15回出席いたしました。これまでの豊富な監査役経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。監査役として、適宜、会社に対して課題の提議を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,100

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスガイドラインを定め、当社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- ロ. 内部監査責任者はコンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役に報告を行います。
- ハ. 当社のモニタリング機能の一環として、社外窓口（顧問弁護士事務所内）を含む、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書保管管理規程の定めその他、法令に従い適切に保存・管理を行う体制を構築しています。
- ロ. 取締役及び監査役から要請があった場合は、適時閲覧可能な状態を維持しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築しています。
- ロ. リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備しております。リスク管理規程に基づき、代表取締役はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社全体に周知しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 原則毎月1回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての決定を迅速に行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告しています。
- ロ. 取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が在籍しています。
- ハ. 執行役員制度を設け、職務執行の効率性を確保しています。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社及びその子会社等との取引については法令に従い適切に行うとともに、親会社が策定する関係会社管理規程に基づき、親会社に適宜・適時な報告を行う体制を整備し、親会社との連携を図っています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役が職務の補助については、必要に応じて内部監査責任者、法務担当者が適宜対応しています。
 - ロ. 監査役より補助使用人配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。
 - ハ. この補助使用人の異動には監査役の同意を得ます。またその人事評価は監査役が行います。
 - ニ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及び子会社の取締役又は使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、発見次第速やかに監査役に対して報告を行います。
 - ロ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障します。
 - ハ. 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備します。
- ⑧ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
 - ロ. 取締役及び内部監査責任者は、監査役が職務遂行に必要な情報を適宜に提供するとともに、意見交換等により連携を図っています。
- ⑨ 監査役が職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役が請求等に従い円滑に行える体制とします。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定め、継続的に必要な是正を行っています。
- ⑪ 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況
- イ. 「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。
 - ロ. 反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、コンプライアンスガイドラインに基づきコンプライアンス委員会を設置しております。原則として半年に1回開催し、当事業年度は2回開催いたしました。コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、違反事項の調査等を行っております。また、社外窓口（顧問弁護士事務所内）を含むコンプライアンスホットライン（内部通報制度）を設置し疑義のある行為の把握を行う体制を整えております。

② リスク管理

リスク管理規程に基づき、代表取締役が指揮し取締役会と連帯しリスクの発生に備え発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社全体に周知しております。

③ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に基づき、所管部署において経営管理体制の整備・統括を実施しております。子会社から財務状況及びその他事項の状況につきましては、月次の定例会で把握を行い、必要に応じて代表取締役へ報告しております。

④ 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、社外取締役から積極的な発言が行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。社内規程で定められた決裁権限に従い、慎重かつ機動的な意思決定を行いました。なお、当事業年度におきましては、取締役会を24回開催しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会規則に基づき、定時監査役会を月1回開催したほか、常勤監査役が取締役会をはじめ、執行役員会等重要な会議へ出席し、代表取締役、取締役、執行役員、内部監査担当者、法務担当者、役職員等との間で意見及び情報交換を行うことで、監査体制の強化を図りました。なお、当事業年度におきましては、監査役会を15回開催しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、基本方針及び買収防衛策につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当等については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、事業も成長段階にあることから内部留保が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施可能性及び実施時期については未定であります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,908,598	流動負債	284,154
現金及び預金	2,660,345	買掛金	79,806
売掛金	206,463	未払金	64,134
前払費用	29,798	未払費用	41,721
その他	11,991	未払法人税等	19,134
		未払消費税等	31,006
		前受金	37,585
		預り金	10,766
固定資産	480,357	固定負債	250,000
有形固定資産	4,643	長期借入金	250,000
建物	256		
工具、器具及び備品	4,387		
		負債合計	534,154
無形固定資産	323,591	(純資産の部)	
ソフトウェア	224,081	株主資本	2,932,288
ソフトウェア仮勘定	99,198	資本金	1,518,405
その他	311	資本剰余金	3,537,515
投資その他の資産	152,122	利益剰余金	△2,123,632
投資有価証券	43,878	その他の包括利益累計額	△77,973
繰延税金資産	80,897	為替換算調整勘定	△77,973
敷金及び保証金	27,345	新株予約権	485
		純資産合計	2,854,801
資産合計	3,388,956	負債純資産合計	3,388,956

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,686,361
売上原価	864,167
売上総利益	822,194
販売費及び一般管理費	798,824
営業利益	23,369
受取替の利益	184
為替差益	40,850
その他	2,590
営業外費用	43,625
支持分	1,704
株式による投資損失	5,121
株式交付費用	11,256
株式公開費用	9,385
支払手数料	3,021
その他	69
経常利益	30,559
特別利益	36,435
固定資産売却益	267
新株予約権戻入益	47
特別損失	314
固定資産除却損	5,861
税金等調整前当期純利益	5,861
法人税、住民税及び事業税	30,888
法人税等調整額	4,404
当期純利益	△80,897
△76,493	107,382
親会社株主に帰属する当期純利益	107,382

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	693,999	2,713,109	△2,231,015	1,176,093
当連結会計年度変動額				
新株の発行	824,406	824,406		1,648,812
親会社株主に帰属する 当期純利益			107,382	107,382
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	824,406	824,406	107,382	1,756,195
当連結会計年度末残高	1,518,405	3,537,515	△2,123,632	2,932,288

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換 算定	その 他 の 利 益 計 額		
当連結会計年度期首残高	△24,184	△24,184	315	1,152,224
当連結会計年度変動額				
新株の発行				1,648,812
親会社株主に帰属する 当期純利益				107,382
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△53,788	△53,788	170	△53,618
当連結会計年度変動額合計	△53,788	△53,788	170	1,702,577
当連結会計年度末残高	△77,973	△77,973	485	2,854,801

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 Kaizen Platform USA, Inc.

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 株式会社DX Catalyst

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社DX Catalystを持分法適用の関連会社を含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たに株式会社DX Catalystの株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・投資有価証券 移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 当社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。
ただし、建物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 2年
工具、器具及び備品 2年～5年
- ロ. 無形固定資産
・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

- ・ 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算
外貨建て金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場より円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 23,322千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 15,424,473株
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 722,418株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入や第三者割当増資等により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については行っておりません。

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、新規取引時の与信検討及びその後のモニタリングによりリスク低減を図っています。また、外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

在外取引先に対する外貨建ての未払金は、為替の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,660,345千円	2,660,345千円	－千円
(2) 売掛金	206,463	206,463	－
資産計	2,866,808	2,866,808	－
(1) 買掛金	79,806	79,806	－
(2) 未払金	64,134	64,134	－
(3) 長期借入金	250,000	248,319	△1,680
負債計	393,941	392,260	△1,680

(注) 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	185円05銭
(2) 1株当たりの当期純利益	13円84銭

6. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2020年12月22日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2020年11月18日及び2020年12月3日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年1月20日に払込が完了いたしました。

① 募集方法	: 第三者割当	
② 発行する株式の種類及び数	: 普通株式	375,600株
③ 割当価格	: 1株につき	1,063.75円
④ 払込金額	: 1株につき	935円
⑤ 資本組入額	: 1株につき	531.875円
⑥ 割当価格の総額	:	399,544千円
⑦ 資本組入額の総額	:	199,772千円
⑧ 払込期日	: 2021年1月20日	
⑨ 割当先	: 株式会社SBI証券	
⑩ 資金使途	: 人件費及びマーケティング費に充当予定	

(注) 払込金額は会社法第199条第1項第2号所定の払込金額であり、割当価格は割当先より払い込まれる金額であります。

7. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大による影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に関して、現時点においてこれらの影響を合理的に見積ることは困難ですが、外部の情報等を踏まえ、感染拡大による影響が翌連結会計年度中に徐々に改善していくものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損判定等を行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,930,424	流動負債	310,509
現金及び預金	2,636,842	買掛金	78,277
売掛金	205,379	未払金	58,149
前払費用	29,302	関係会社未払金	36,728
その他	58,901	未払消費税等	41,721
		未払法人税等	18,101
固定資産	724,830	未払消費税	31,006
有形固定資産	4,564	前受り金	35,758
建物	256	固定負債	1,222,900
工具、器具及び備品	4,308	長期借入金	250,000
		関係会社長期借入金	972,900
無形固定資産	483,297	負債合計	1,533,409
ソフトウェア	224,081	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	99,198	株主資本	2,121,359
のれん	160,017	資本金	1,518,405
		資本剰余金	1,518,405
投資その他の資産	236,969	資本準備金	1,518,405
関係会社株式	49,000	利益剰余金	△915,451
関係会社長期貸付金	80,000	その他利益剰余金	△915,451
繰延税金資産	80,897	繰越利益剰余金	△915,451
敷金及び保証金	27,071	新株予約権	485
		純資産合計	2,121,845
資産合計	3,655,255	負債純資産合計	3,655,255

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,646,841
売上原価	822,059
売上総利益	824,782
販売費及び一般管理費	874,220
営業外収益	49,438
受取利息	4,195
業務受託料	17,743
為替差益	34,019
その他	2,543
営業外費用	58,502
支払利息	21,216
株式交付費	11,256
株式公開費用	9,385
その他	3,091
経常損失	44,950
特別利益	35,886
固定資産売却益	267
新株予約権戻入益	47
特別損失	314
固定資産除却損	5,861
税引前当期純損失	5,861
法人税、住民税及び事業税	41,432
法人税等調整額	3,342
当期純利益	△80,897
	36,123

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	693,999	693,999	693,999	△951,574	△951,574	436,424	315	436,739
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	824,406	824,406	824,406			1,648,812		1,648,812
当 期 純 利 益				36,123	36,123	36,123		36,123
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							170	170
当 期 変 動 額 合 計	824,406	824,406	824,406	36,123	36,123	1,684,935	170	1,685,105
当 期 末 残 高	1,518,405	1,518,405	1,518,405	△915,451	△915,451	2,121,359	485	2,121,845

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- | | |
|-------------|--|
| ①有形固定資産 | 定率法によっております。
ただし、建物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物及び構築物 2年 |
| | 工具、器具及び備品 2年～5年 |
| ②無形固定資産 | |
| 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。 |
- (3) 繰延資産の処理方法
株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ②外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ③のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 22,021千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 53,476千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,950千円

売上原価 998千円

営業取引以外の取引高 41,265千円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 4,533千円

未払賞与 5,600千円

敷金及び保証金 3,614千円

減価償却超過額 28,866千円

減損損失 7,557千円

資産調整勘定 51,002千円

繰越欠損金 224,164千円

その他 13,649千円

繰延税金資産小計 338,990千円

評価性引当額 258,092千円

繰延税金資産合計 80,897千円

5. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注6)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Kaizen Platform USA, Inc.	(被所有) 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付 資金の借入 業務受託料の 受取	資金の貸付 (注1)	—	関係会社長期貸付金	80,000
				利息の受取	4,010	その他流動資産	4,010
				資金の借入 (注2)	—	関係会社長期借入金	972,900
				利息の支払	19,511	関係会社未払	19,511
				業務受託料 (注3)	17,743	その他流動資産	19,517
				経費立替・ 債権回収 (注4)	—	その他流動資産	24,061
				経費立替・ 回収債権の 精算(注4)	36,438		
経費立替・ 債権回収 (注5)	—	関係会社未払	16,218				
経費立替・ 回収債権の 精算(注5)	225,029						

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、期中の貸付総額を記載しております。貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 資金の借入については、期中の借入総額を記載しております。借入金利は市場金利を勘案して決定しております。
3. 業務受託料については、業務の内容を勘案し、両社が協議して決定した契約に基づいて金額を決定しております。
4. (株)Kaizen PlatformによるKaizen Platform USA, Inc.の経費立替及びKaizen Platform USA, Inc.による(株)Kaizen Platformの債権回収が実行されたことにより発生しております。経費立替・債権回収は、Kaizen Platform USA, Inc.との直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。精算額はKaizen Platform USA, Inc.から(株)Kaizen Platformに対するものとなります。

5. Kaizen Platform USA, Inc.による(株)Kaizen Platformの経費立替及び(株)Kaizen PlatformによるKaizen Platform USA, Inc.の債権回収が実行されたことにより発生しております。経費立替・債権回収は、Kaizen Platform USA, Inc.との直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。精算額は(株)Kaizen PlatformからKaizen Platform USA, Inc.に対するものとなります。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	須藤憲司	22.8%	当社代表取締役	地代家賃支払に対する債務被保証(注)	29,319	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は事務所の賃貸借契約に基づく賃借料の支払いについて、当社の役員である須藤憲司より債務保証を受けておりましたが、2020年11月に解消されております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 137円53銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 4円66銭

7. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表6. 重要な後発事象に関する注記と同一であるため、当該項目をご参照願います。

8. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大による影響)

連結注記表7. 追加情報と同一であるため、当該項目をご参照願います。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社Kaizen Platform
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中卓也	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Kaizen Platformの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Kaizen Platform及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社Kaizen Platform

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中卓也	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Kaizen Platformの2020年1月1日から2020年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

株式会社Kaizen Platform 監査役会

常勤監査役 小田 香織 ㊟
(社外監査役)

監査役 五宝 滋夫 ㊟
(社外監査役)

監査役 林 依利子 ㊟
(社外監査役)

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝5丁目26番20号

一般社団法人日本建築学会 建築会館ホール



交通 J R 田町駅 (三田口/西口から徒歩5分)
都営地下鉄 三田駅 (A3出口から徒歩3分)
三田線・浅草線

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の状況やご自身の体調にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。